

# ルール違反は厳禁



当協議会では、衛生検査所業の正常な商慣習を確立するため、景品表示法に基づき、消費者庁・公正取引委員会の認定により公正競争規約を定めています。

公正競争規約により、衛生検査所が医療機関等に対し衛生検査の取引を不当に誘引する手段として景品類を提供することは、厳しく禁止されています。

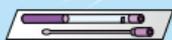
## 提供できない景品類

❶ 検体の採取道具、検査用分析器などの医療器具、  
コンピューターなどの通信機器等

■ 真空採血管



■ 検体採取用具セット



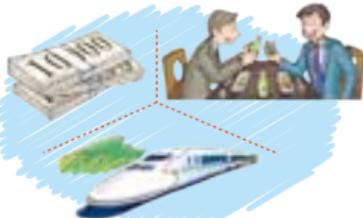
■ パソコン



■ 便ヘモグロビン

■ ハルンカップ

❷ 金銭、旅行招待、きょう応等



❸ 検査要員の派遣、院内サービス等



**衛生検査所は、ルールを守って社会的責任を果たし、信頼に応えます。**

公正競争規約に関するお問い合わせは \_\_\_\_\_

**衛生検査所業公正取引協議会**

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-27 剛堂会館ビル3階

TEL/FAX 03 (3263) 2440 <http://www.kensa-koutorikyoo.org/>